

市政の発展に多大な貢献

令和4年度市政功勞表彰

令和4年度の市政功勞者については、滝川市表彰者選考審議会に諮問し、慎重な審議を経て6月3日に答申をいただき、次の1個人に決定しました。表彰は7月1日挙行の「滝川市政功勞者表彰式」において行われます。

まるおか
丸岡

ひでひこ
秀彦

さん (68歳)

自治功績



氏は、昭和61年に滝川地区広域消防事務組合江部乙消防団に入団以来、35年の長きにわたり消防団員として職務に精励され、有事の際には率先して出動し、災害の防止と被害の軽減に尽力されました。消防職・団員及び地域住民からの信頼も厚く、平成30年に滝川消防団長に就任されてからは、郷土の安寧秩序保持のため消防技術の研鑽により一層努められるとともに、これまでに培った豊富な知識と経験を生かして部下団員の指導育成や防災技術の向上にあたられるなど、地域住民の安全確保と市政の発展に多大な貢献をされました。
(江部乙町)

国民健康保険被保険者証の更新について

現在お手元にある国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日(日)までとなっています。

新しい保険証(緑色)は郵送でお届けします。

…事情により郵送を希望しない場合は、7月5日(火)までにお申し出ください。

…旧保険証は回収しませんので、各世帯において廃棄処分してください。

…保険証の発送日前に更新を希望する方は随時更新しますので、保険医療課(市役所1階)5番窓口または江部乙支所で手続きをしてください。

発送予定日は
7月15日(金)です!

■次のような世帯は原則窓口交付となり、今回の送付の対象にはなりません(該当世帯には別途案内します)

- ・有効期限の短い保険証(※)が交付されている世帯
- ・税務課との納税相談が必要な世帯

(※)災害に遭った場合などの特別な事情以外で国民健康保険税を滞納している世帯には、納税相談を行っていただくため有効期限が通常より短い保険証を交付します。

■被保険者資格証明書の交付について

国民健康保険税の納期限から1年が経過しても納付がない場合は、保険証に代えて資格証明書を交付することがあります。診療を受ける場合は、いったん診療費全額を支払い、後日申請することにより保険者負担分(7~8割)が払い戻されます。

■退職や就職などにより国民健康保険に加入・脱退するときには、必ず14日以内に届け出ましょう

加入の届け出が遅れると…

- ・保険証がないため、医療費が全額自己負担となります。
- ・加入資格を得た時点までさかのぼって保険税を納めることとなります。

脱退の届け出が遅れると…

- ・国民健康保険の資格喪失日以降、国民健康保険の保険証を使って診療を受けてしまった場合は、国民健康保険が負担した医療費を、後日返還していただきます。
- ・国民健康保険の保険税と、就職などで新たに加入した健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

問合先 保険医療課 Tel.28-8016